

所得税の還付申告は

お早めに

上尾税務署では
1月4日から受け付けています

確定申告の必要のないサラリーマンやパートの方（年税額のある方）でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除など年末調整ではできない控除は、税務署に申告することによって、所得税の一部または全部が還付されます。

また、平成16年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整が済んでいない人も、確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。

医療費控除

あなたが自分やご家族（一生計）の病気やけがなどにより支払った医療費があると

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、増築をした場合で一定の要件に該当するとき

会社などを中途退職した人

平成16年中に会社などを退職した後、再就職していないとき

上尾税務署からのお知らせ

上尾税務署では、今年の確定申告期間中は、平日以外でも2月20日(日)・27日(日)の両日に限り、税務署にて確定申告の相談・申告書の受付を行います。

※この2日間は混雑が予想されますので、確定申告の相談をされる方は、お早めにお越しください。

※駐車場が狭いので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

☎ 770-1804

還付申告の受付

上尾税務署では1月4日から還付申告書の提出が出来ます。また、町でも下記の日程で受け付けます。ただし、内容によっては、受けられないものもありますので、できるだけ上尾税務署へ提出してください。

受付日時 2月3日(木)・2月4日(金)9時～15時30分

場所 総合センター多目的ホール

☎ 税務課町民税係 2152

上尾税務署 776-8211

※還付申告をすることができ

る要件等詳しくは、広報と同

時期に配布されたチラシ「上

尾税務署からのお知らせ」を

ご覧ください。

お願い

上尾税務署では、確定申告書等についてはご自分で作成し、郵送等で提出していただく「自書申告」をお願いしています。

所得税の還付申告などの問い合わせ・申告書郵送先

上尾税務署 〒362-8500

4上尾市大字西門前577

▽個人課税部門(所得税など)

☎ 770-1804

農用地の除外申請

農業振興地域に指定されている土地に、農家の二・三男の分家住宅などを計画している方は、農用地から除外し、農地転用の手続きが必要となります。

昭和48年に策定された農業振興地域整備計画により、集団農用地の確保と農業の健全な発展を図るため、農用地として指定されている土地には、一般の建物を建築することが規制されています。

除外申請受付期間

2月1日～28日までに商工農政課で手続きをしてください。

申請に必要な書類

申請書、理由書、配置図、位置図、公図の写し、土地登記簿謄本、農家証明、土地所有者の同意書、その他事業計画の内容によって添付書類が異なります。

☎ 商工農政課 2232

税理士による 還付申告無料相談

期日 2月1日(火)～15日(火) (土・日曜、祝日を除く)の毎日
※ただし、2月1日は研修のため相談を受け付けられない場合があります。

場所 最寄りの各税理士事務所

対象 ①年金受給者(年金収入が600万円以下) ②給与所得者(給与収入600万円以下)で医療費控除を受けようとする方 ③平成16年中の退職者や年末調整が済んでいない方

☎ 事前に電話で、関東信越税理士会上尾支部 ☎ 776-8777、または最寄りの税理士事務所へ

☎ 町税務課 721-2111

☎ 上尾税務署総務課 776-8211

最近、税務署職員や役場の税務課職員を装って、勤務先、取引先銀行等を問い合わせる不審電話が多発しています。もし不審な点があるときは、即答せず、上尾税務署または役場税務課へお問い合わせください。



アンドリューの "What's on"



No.9 An English Christmas (イギリスのクリスマス)

Christmas in England is a bigger event than in Japan. Obviously this can be explained because Christmas is a Christian religious festival. However, much of the religious meaning associated with Christmas has long been forgotten. It is now mainly celebrated as a time for family to meet, exchange presents, and enjoy a few days winter holiday. Of course it is a very important event for shops and business. Christmas television advertising starts at the end of October, and by the middle of November business's Christmas preparations are well under way.

Most English families stay home during Christmas day. A lunch of Roast turkey with all the trimmings followed by Christmas Pudding is eaten. Exchanging presents is an important part of Western Christmas culture. Children wait eagerly for the arrival of Father Christmas. When they wake up on Christmas morning they find their stockings bursting with the latest 'must have' toys. Much the same process is repeated on December 26th, which is known as 'Boxing Day' in England. A lunch is eaten, more presents exchanged and a visit to the pub is popular with adults on this day. I hope you all have an enjoyable Christmas and a happy and healthy New year.

イギリスのクリスマス・イベントは日本よりも盛大です。「クリスマスは、キリスト教の宗教的な祭りです」と説明されると分かりやすいでしょうか。しかし、クリスマスを連想させる多くの宗教的な意義は長く忘れられています。今やクリスマスとは「家族に会う日」、「プレゼントを交換する日」、「数日の冬休みを楽しむ時間」などとしてお祝いします。ですから、クリスマスは、ビジネスや商店にとってはとても重要な行事です。クリスマスのテレビ広告は11月の末から始まり、12月の中旬までは商店のクリスマス準備は真っ盛りです。

クリスマスの間、イギリスでは、家族全員が自宅で過ごします。そして、昼食にいろいろな野菜と一緒に七面鳥、そしてクリスマスプディング(*)を食べます。プレゼント交換は西洋のクリスマス文化の中でとても重要です。子どもたちは父親サンタの訪問を辛抱強く待っています。そして、彼らがクリスマスの朝起きたとき、最新(子どもたちにとって必須)のおもちゃがいっぱい入っている靴下を見つけるのです。同じようなことが、12月26日にも繰り返されます。これはイギリスで「ボクシング デイ」として知られています。この日は、大人同士で昼食を食べ、プレゼントを交換し、そしてパブに行きお酒を飲むということが一般的です。

それでは皆様楽しいクリスマス、そしてすばらしいお正月を迎えられますように。

(*) 日本で一般的にいうプリンのことではなく、クリスマスケーキのようなフルーツがたくさん入っているデザートです。

※アンドリューへのお問い合わせは、教育委員会学校教育課 ☎ 2532へ

償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に1月31日までに申告することになっています。

町では、申告用紙を12月下旬に発送しましたので、申告をお願いします。

なお、用紙がない場合または申告等について不明な点がありましたら、税務課固定資産税係 ☎ 2154 にお問い合わせください。

申告を要する人

償却資産を町内に所有する人、または貸し付けている人。(なお、1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください)

償却資産の種類

- (構築物) Ⅱ 広告塔、看板、門、塀、舗装路、その他土地に定着する土木設備など
- (機械および装置) Ⅱ コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- (車両および運搬具) Ⅱ ブルドーザーなど
- (工具、器具および備品) Ⅱ 机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、金型など

申告を要しない資産

- ① 耐用年数1年未満、または取得価額もしくは製作価額が20万円未満の償却資産
- ② 家庭用に使用される資産
- ③ 自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など